

日查協 30-第 204 号
平成 30 年 12 月 10 日

査定業務実施店 御中

一般財団法人日本自動車査定協会
専務理事 井坂智夫
(公印省略)

修復歴判断基準変更のお知らせ

拝啓 寒冷の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、修復歴判断基準の内容を、下記の通り変更致しますのでご連絡申し上げます。

業務ご多忙の時期とは存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ◆ 新基準運用開始日 平成 31 年 4 月 1 日査定より
- ◆ 変更内容 1 クロスメンバー
フロントクロスメンバーの定義を変更するとともに、クロスメンバーサポートの扱いを廃止します。

現	新
定義 ●フロント 左右サイドメンバーに溶接されているもの	定義 ●フロント <u>左右サイドメンバーに直接溶接接合されているもの（間接接合は除く）</u>

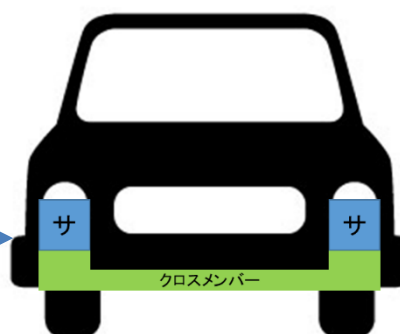
[補足]

1) クロスメンバーとして扱うもの

例) 左右サイドメンバーに直接溶接されており、かつ部品が途中で分割されていないもの

サ

車を前から見ている
はサイドメンバーです。



2) クロスメンバーとして扱わないもの

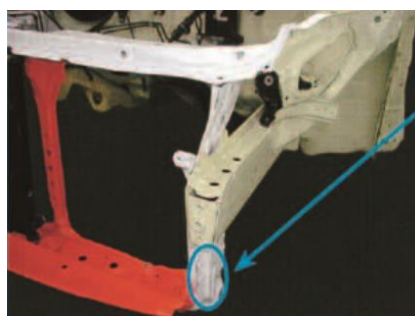
例) 左右サイドメンバーに直接溶接されていないもの

複数の部品で間接接合されているもの



※クロスメンバーサポートの扱いを変更します。

当該部位への損傷は、クロスメンバーの定義に該当しなくなるため、修復歴となりません。



クロスメンバーサポート

《修復歴としないものの取扱い》

現状	修理跡	交換跡
面積により減点	W10	ネジ止め XM10 溶接止め XM②

◆ 変更内容 2 修復歴損傷の大きさ基準

各骨格部位の損傷における大きさ基準を変更します。

現	新
軽微なもの(500円未満)	小さなもの(カードサイズ未満)

《参考》

平成 31 年 4 月 1 日～ 例 N-BOX



上記の場合、左右サイドメンバーに直接溶接されていない(間接接合)ものとなります。

そのため、 部は当該部位に損傷があっても修復歴となりません。

(平成 31 年 4 月 1 日以降よりこの基準は適用されます)

以上